

国際秩序思想における「社会」思想の意義

— 社会思想史学会によせて —

西 平等（関西大学）

1 はじめに

「社会思想」として、モーゲンソーやカーが語られることの意義は、一般に想定されているよりも、はるかに大きい。

公的領域と私的領域の間に、「社会」というものがあり、それが秩序の維持と変動に関して重要な役割を果たしていると考えられるようになるのは、19世紀半ば以降のことである。モーゲンソーの知的基盤となっているドイツ思想という文脈では、19世紀末以降、「社会政策 Sozialpolitik」「社会科学 Sozialwissenschaften」「社会法 Sozialrecht」という研究領域が正統な学問としての地位を確立してゆく。

社会領域には、公的・政治的領域に属する国家とも、私的・家政的領域に属する家族とも異なる集団が存在する。教会や労働組合といった社会的諸集団が現実には個人を強く拘束していることを強調することで、ハロルド・ラスキは、国家の主権性を否定し、多数の集団からなる多元的秩序を構想した。多元主義者たちが、国家を「社会的な」諸集団の中に埋没させて相対化してしまうことに反発したカール・シュミットは、1927年に「政治的なものの概念」という論文を公表し、国家という「政治的な」団体に固有の（絶対的な）意義を明確化しようとする。たしかに、教会も労働組合もその構成員の行動を強く拘束する力を持っているだろう。しかし、それら宗教的・経済的団体は、その敵を同定し、敵と戦って団体のために命を捧げること構成員に要求することができるか？それができるのは、国家のみではないか？「政治的な」団体には、「社会的な」団体と異なる明白な識別標識があり、それは、敵と友の区別である。国家は、その区別に従って現実には戦争を行いうる。このようなシュミットの「政治的なもの」の（かなり強引な）再評価・再定義は、当時の政治思想・法思想にとって、「社会的なもの」がいかに重要であり、脅威であったかを逆照射する。

社会においては、階級をはじめとする社会集団が対立している。多くの社会思想にとっては、この対立こそが秩序にとって本質的な意味を持つ。社会において支配的な階級が上部構造を規定し、政治制度と法秩序のあり方を決定する。社会階級は、そのヘゲモニーをめぐる鋭く対立しており、時代の経過とともに、貴族からブルジョワジーへ、ブルジョワジーからプロレタリアートへと、そのヘゲモニーは入れ替わる（はず）。すなわち、現に権力を持ち、したがって、その権力を反映する現行秩序を維持することに利益を見出す集団と、現在は正規の権力から排除されているが次第に実力を備えつつあり、したがって、自らの実力に見合う形で現行秩序を変更することに利益を見出す集団との対立が、社会的対立の中核にある。

法思想にとって重要なことは、このような社会的な対立を法の適用によって解決することが難しい、ということである。現状維持勢力は（自らにとって有利な）現行法の適用を求めるであろう。しかし、現状変更勢力は、そのような現行法そのものの変更を求めているのである。現行法の維持を求める集団と、現行法の変更を求める集団との対立から生じた紛争を、現行法の適用によって解決できるだろうか？

このような社会的な対立の意味を捉えようとする新しい秩序思想（社会思想）が、現状維持勢力と現状変更勢力の権力闘争を主軸とし、その対立を法によって解決することの限界を強調したモーゲンソーの国際法・国際政治思想を準備したのである。

2 法社会学・社会法

法社会学は、少なくともその初発においては、社会的諸関係と法規範との相関関係を問う学問であった。カール・レンナーは、生産関係の変動に伴って、法規範のもつ意義が変動したことを明らかにした。このような関心から、社会的諸関係の変動に伴う法の変動、という問題領域が生じる。

公法でも私法でもない「社会法」として位置づけられる労働法学は、20世紀初めに、法社会学の影響を受けて形成される。社会的勢力関係としての労使関係とそれを規制する法規範の相関関係を問うという関心がそこには内在する。使用者と労働者の関係は、雇用契約によって律せられるが、この契約は、両者の社会的な地位と実力の相違を反映して、労働者にとって極めて不利な内容となっている。次第に社会的な地位を高めてきた労働者は、労働者団体を結成して運動を展開し、実行使をも辞さない仕方で、この契約内容を自らに有利な内容に更新することを図る。ここに労働争議が生じる。

労働争議は、現行の契約規範（権利・義務関係）の適用によって解決できない。なぜなら、一方は、現行の規範の変更を要求しており、他方は、その維持を要求しているからである。現状の契約に基づく賃金や労働環境自体を受け入れがたいものとみなし、その改善を求める労働者に対して、使用者に契約上の義務を履行させることをもって答えたとしても、納得を得られるとは考えられない。労働争議は、現行の権利・義務関係の変更によって、すなわち、雇用契約の内容を変更する労働協約の締結によって、解決されるべきである。したがって、労働争議は、現行の法規範の適用によって紛争を解決する裁判ではなく、その変更をも視野に入れた調停によって解決が図られる。

①現状変更勢力と現状維持勢力の緊張、②法の変更をめぐる（実行使を含む）紛争、③法の適用による紛争解決の限界、④調停を通じた法的規範の平和的変更の可能性など、モーゲンソーやカーによって展開される国際政治論の基本的な要素が、社会法思想の中に見出されることは、軽視されてはならない。モーゲンソーが、ドイツ労働法の父フーゴ・ジンツハイマーの助手であったこと、また、カーがユートピア的な自由主義思想を嫌悪し、リアリスト的な社会主義思想に強い関心を抱いていたことは、決して偶然ではない。

3 国際関係における動態的紛争論

現行法の変更を要求する勢力と、現行法の維持を求める勢力との対立は、法学の世界では「動態的紛争」と呼ばれる。動態的紛争は、社会的な集団対立と法規範の関係のリアルな（当時の用語でいえば「観念論的な idealistisch」）認識を背景として、19世紀の後半からドイツの国際法・公法思想においてしばしば論じられてきた。アドルフ・ラッソンの国際法（否定）論や、エリヒ・カウフマンの事情変更論はそのヴァリエーションといえる。

戦間期の国際法学において、動態紛争論が重要な意味を持つようになるのは、連盟期の平和構想とのかかわりである。これまであまり重視されてこなかったが、連盟の平和構想は、国際連合の平和構想とは大きく異なっていた。

20世紀を通じて、国際組織における平和構想は、①戦争の違法化（武力行使禁止・集団安全保障）と、②紛争の平和的解決の二本立てであった。その両者が相互に依存していることは当然であろう。紛争が武力によって解決されてはならないのであれば、平和的な手段によって解決しなければならない。平和的に紛争が解決されなければならないのであれば、武力によってそれを解決してはならない。しかし、その優先順位の置き方が常に同じというわけではない。単純化して言えば、以下のように区別できる。

①戦争（武力行使）を禁止すれば、おのずと、紛争は平和的に解決されるほかなくなる。したがって、武力行使禁止原則をまず確立するべき、という考え方。

②紛争を必ず平和的に解決する実効的な仕組みを作れば、おのずと、戦争は行われなくなる。したがって、すべての紛争を拘束的に平和的に解決する国際的な制度をまず整備するべき、という考え方。

不戦条約から国連憲章に至る平和構想の発展が、基本的に①の考え方に依拠しているのに対して、1920年代の国際連盟における平和構想は②の考え方に基づいている。国際連合憲章の下では、武力行使禁止原則が確立し、その違反に対する強力な集団安全保障システムが制度化されているが、他方で、紛争の平和的解決手続は、両当事国の合意によって作動することが原則とされ、したがって、手続自体が作動せずに紛争が長期に放置されるということが常態となっている（日本に関わる領土紛争を想起すればよい）。これとは対照的に、初期の国際連盟においては、連盟規約に規定された紛争の平和的解決手続を拡充し、当事国の一方の付託によって作動する手続によって、あらゆる紛争を解決する実効的な手続を整備することが重視されたのである。

すべての紛争を実効的に解決する仕組みを作り出すためには、紛争の性質を知らなければならない。紛争を、その性質に応じて、適切な解決手続に割り振っていくことが、包括的な制度の構築に不可欠である。したがって、1920年代の国際法学において、紛争の性質論（種別論）は、理論的にも実践的にも、最重要の課題とみなされた。なかでもとくに重視されたのは、「法律的紛争」と「非法律的紛争」の区別である。この区別は連盟規約に根拠を持ち、基本的に、前者は国際裁判に、後者は連盟理事会における調停に割り振られるべきものとされていた。

「非法律的紛争」について、1920年代の国際法学における通説は、それを「動態的紛争」と捉え

た。すなわち、少なくとも一方が法の変更による解決を求めている紛争は、現行法の適用による解決にはなじまない、というのである。動態的紛争論に基づく国際裁判限界論は、調停等の多様な仕組みを備えた包括的な平和的紛争解決手続を体系的に整備することによって連盟の平和構想を完成させようとする、当時の多くの国際法学者によって唱えられた。

モーゲンソーの博士論文『国際司法：その本質と限界』（1929年）も、動態的紛争を扱うものである。勢力関係の変動によって生じた新興勢力と旧勢力の対立、すなわち、新しい勢力関係に対応して法の変更を求める国家と、古い勢力関係に基づく現行法の維持を求める国家との緊張を基盤とする国際紛争を「政治的紛争」とみなす。政治的紛争は、裁判による解決になじまない（したがって、別の紛争解決手続に付されるべきである）。

動態的紛争論を唱える国際法学者たちが、しばしば、国際紛争と労働争議との類似を指摘していたことは特筆に値する。いずれも、秩序を転覆しうるほどに強い力を持った集団どうしの対立である（20年代欧州では革命が現実的な危機であった）。そのような対立においては、中央集権的な強制執行装置を備えた国内秩序においてさえ、現行法の適用による解決は選択されない。いわんや国際関係において、裁判による紛争解決に多くを期待するべきではない。

労働法からのインスピレーションは、国際紛争解決制度に及ぶ。現行の権利・義務関係の変更によって対立を緩和する労使調停のような制度を国際関係において導入できないか？現行法の変更によって、現状変更国と現状維持国の対決を緩和できないか？このような思考が、国際法の平和的変更 peaceful change という議論に結び付く。

4 方法について

『法と力』を執筆する当たって意識したのは、①論者が意識しているところの具体的な問題状況・文脈のなかに、それぞれの言説を位置づけること、および、②その際に論者が用いた既存の概念や論理の系譜を明らかにすること、である。比喩的に前者を「パロール」、後者を「ラング」と呼ぼう（もちろんソシュールからの転用である）。

パロールの次元では、連盟体制への反省や提言が重要な意味を持つ。モーゲンソーは、1920年代に、真に平和の維持を可能とするシステムとして国際連盟体制を発展させていこうとする国際法学者たちの営為の中で、「政治的紛争論」を執筆し、裁判のみに依拠した平和的紛争解決の限界を論じた。カーの『危機の20年』は、1930年代に平和を維持しえなかった連盟体制の失敗の原因を明らかにするという関心の中で、平和的変更の意義を強調している。

当然のことながら、人が何かを主張するとき、それが他者に理解されるためには、すでにある概念や論理に依拠せざるを得ない。共有された知的な「語彙」や「文法」を無視しては発話そのものが意味あるものとして成り立たない。モーゲンソーやカーが用いた「ラング」として重要であったのは、19世紀以来の社会思想に基盤を持つ動態的紛争論である。ドイツの労働法学・公法学・国際法学において、勢力間のヘゲモニーの転換によって生じる法の変更や、法の変更をめぐる勢力間の対立がもつ意味について考察がすでに蓄積されていた。戦間期のイギリスにおいても、

動態的紛争論に依拠して国際法や国際裁判の限界を指摘する議論が、ブライアリら有力な国際法学者によって唱えられており、動態紛争論は、連盟の意義を批判的に論じる際には、当然に用いられる道具立ての一つであった。

もちろん、それぞれの論者が加味した新しさもあるだろう。例えば、モーゲンソーは、まだヨーロッパの知的世界の一つの中心であったウィーンの流行思想であるフロイトの精神分析の議論を取り込んでいる。また、カーが、動態的紛争論を、19世紀自由主義の秩序構想に対する批判に接続したことは、その議論の一般性を高めただろう。しかし、全体として、彼らの議論は、時代からかけ離れた孤高の議論ではなく、むしろ、時代のなかで広く受け入れられていた議論を美しく仕上げたものとみなすことができる。この点は、20世紀の後半において途方もない影響力を持った『国際政治』と『危機の20年』という二つのテキストの意味を真に理解する上では、決定的に重要であろうと私は考えている。

5 おわりに

社会的な諸力とその関係を捉えることが、20世紀の秩序思想にとって非常に重要な意味を持った。いわば20世紀は「社会」思想の時代であった。したがって、『法と力』を中心とする一連の研究の中で、私は、社会的諸力と法制度の関係を捉えようとする「社会」思想という観点から、モーゲンソーやカーの国際法思想・国際政治思想を検討した。そのことによって、法思想や政治思想という視角からなされてきた従来の研究が必ずしもうまく把握できてこなかった一つの系譜に、焦点を当てることができた。すなわち、動態的紛争論をつながりの糸とする、国際法思想から国際政治思想にかけての国際秩序思想の展開である。

私的領域とも公的領域とも異なる社会領域における諸関係に焦点を当てる社会思想の歴史は、考えられてきたよりもずっと広い射程を持っている。社会思想史学会において私の著作が取り上げられたこの機会に、その点を幾度でも強調しておきたい。

以上の議論については、『法と力』のほか、以下の文献を参照していただくと幸いである。

参考文献

- 西平等「国際秩序の法的構想——国際政治哲学を学ぶ人のための国際法思想入門」小田川大典・五野井郁夫・高橋良輔編『国際政治哲学』（ナカニシヤ出版、2011年）262-282頁
- 西平等「『ポスト・ウェストファリア』の理論家としてのモーゲンソー」山下範久・安高啓朗・芝崎厚士編『ウェストファリア史観を脱構築する：歴史記述としての国際関係論』（ナカニシヤ出版、2016年）186-210頁
- 西平等「連盟期国際法学における社会法モデル」『世界法年報』第36号（2017年）33-58頁
- 西平等「媒介／無媒介の境界——カール・シュミットの主権論」日本政治学会編『年報政治学』2019-I号 13-35頁
- 西平等「正義の実現を遅らせるもの——シュミットにおける法・国家・個人」『戦争と統治のあいだ（関西大学法学研究所研究叢書第60冊）』（2019年）165-183頁
- 西平等「敵の地位とその秩序論的構造——カール・シュミット国際法論の基礎」『法哲学年報2019』（2020年）87-101頁